

2 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成状況

(制度の概要等)

(1) 避難促進施設の指定

活火山法第6条第1項第5号において、市町村防災会議（注）は、警戒地域内の集客施設及び要配慮者利用施設について、火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合、当該施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることとされている（以下、市町村地域防災計画に定められた施設を「避難促進施設」という。）（資料2-①）。また、避難促進施設の種類及び具体例については、活動火山対策特別措置法施行令（昭和53年政令第274号）及び「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（平成27年12月24日付け府政防第1122号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「施行通知」という。）により定められている（資料2-②、③）。

（注） 当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するために置かれるものである（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項）。

内閣府では、施行通知において、i) 火口からの距離等の施設の位置や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けることが重要である、ii) 前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に噴石等の影響を受ける見込みが高い範囲にある施設や、利用者が多く、避難に当たり特に混乱が生じることが予測される施設等、市町村による避難指示や避難勧告だけでは円滑かつ迅速な避難が確保できない可能性がある施設については、積極的に避難促進施設に選定することを検討することが必要である、iii) 集客施設等を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けるときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴くとともに、当該施設の施設所有者等と十分に調整を行う必要があるなど、避難促進施設の指定に係る留意点を示している。

また、施行通知では、複数の施設が連携して警戒避難体制の整備に取り組むことが有効な場合には、当該施設を一体的に市町村地域防災計画に位置付けることも可能であり、地域の実情を考慮し、適切な方法で対象施設を定めることが望ましいとしている。

(2) 避難促進施設における避難確保計画の作成等

活火山法第8条第1項及び第2項において、避難促進施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、避難訓練その他火山現象の発生時における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成・公表しなければならないこととされ、同条第3項においては、避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行う

とともに、その結果を市町村長に報告しなければならないこととされている（資料2-④）。

また、避難促進施設における避難確保計画については、活動火山対策特別措置法施行規則（平成27年内閣府令第71号）において、火山現象の発生時における施設の防災体制、施設利用者の避難誘導、避難訓練等の実施及びその他の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項を盛り込むこととされているほか、施行通知では、避難促進施設に対する市町村の支援に関して、市町村長は、施設所有者等に対して必要な助言や情報提供をすることによる避難確保計画作成・実施の支援や、施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には助言・勧告を行うことで、実効性の高い避難確保計画とすることが重要であるとされている（資料2-③、⑤）。

さらに、内閣府では、避難確保計画の作成に関する支援として、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第4版）」（令和4年3月内閣府（防災担当））や避難確保計画作成の解説資料を作成し、施設が計画を作成する際の留意点やひな形などのほか、同府が令和元年度から3年度までにおいて地方公共団体と共同で作成した避難確保計画の参考事例（全国12施設）等を示している。

【調査結果】

今回、調査対象火山の関係市町村における避難促進施設の指定に関する取組状況（施設への計画作成支援の状況）、施設における避難確保計画の作成状況等を調査した結果、以下のとおり、市町村において施設に対する支援等が十分に実施できていないため、避難確保計画の作成等が進んでいない状況がみられた。

ア 磐梯山関係市町村及び施設における取組状況

磐梯山においては、令和元年10月に火口周辺の北塩原村2施設、磐梯町1施設及び猪苗代町4施設の計7施設が避難促進施設に指定された（なお、令和3年度末時点の各地域防災計画では、磐梯町の1施設が未記載となっているが、令和4年度の地域防災計画の修正時に記載予定）。当該7施設は、いずれもスキー場であり、磐梯山の噴火警戒レベル2及び3の被害想定範囲内（想定火口から2kmの範囲内）に立地する施設となっている。

今回、関係3市町村及び3施設（各市町村ごとに1施設）における避難確保計画の作成等に係る取組状況を調査した結果、表2-①のとおり、3市町村とも施設に対する避難確保計画の作成に関する支援は十分に行われておらず、いずれの施設においても避難確保計画は未作成となっていた。これに関して、施設側においては、自ら火山噴火時における具体的な避難行動の検討や避難確保計画の作成は困難であるとしており、行政による支援等を要望している状況がみられた。

表2-① 避難確保計画の作成等に係る取組状況（磐梯山）

○ 北塩原村における取組状況

北塩原村では、磐梯山火山防災協議会による噴火警戒レベル 2 及び 3 の範囲内に所在する施設を避難促進施設に指定するとの提案に基づき、令和元年度に村内に所在する二つのスキー場を指定することを決定し、同年度中に各施設に対する説明を実施したとしているが、避難確保計画の作成に関する支援については、火山防災協議会の主導により実施するものと認識しており、今後の県や協議会としての対応を待っている状況であるとしている。

なお、1 施設については、令和元年度の指定に関する説明後に、施設経営者の変更があったが、新しい経営者に対しては、避難促進施設に指定されていることや避難確保計画を作成する必要がある旨の連絡を行っていない状況となっている。

○ A 施設における対応状況等

A 施設では、活火山法上の避難促進施設に指定されていることについて、これまで市町村から説明などを受けたことはなく、施設として避難確保計画を作成する必要があることも認識していなかったとしている。

また、避難確保計画の作成や避難訓練の実施などに関しては、施設が単独で対応することは困難な状況であるので、市町村からの情報提供がほしいとしている。

○ 磐梯町における取組状況

磐梯町では、避難促進施設に指定予定のスキー場に対し、令和元年 5 月から 10 月頃までに指定に関する事前説明として電話連絡を行ったとしている。その後、令和 2 年度に施設の担当者と火口 3 市町村の担当者、火山防災協議会でワーキンググループを開催し、避難促進施設に対する避難確保計画策定のための説明会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が見送られることとなった。

同町では、施設単独では避難確保計画を作成することが困難であるとして、最終的には、町が計画の大部分を作成し、施設には人員数などの細かな施設の情報を記載してもらうこととしており、今後は、火山防災協議会のワーキンググループの検討等を通じて令和 4 年度中には計画を作成したいとしている。

○ B 施設における対応状況等

B 施設では、町から避難促進施設の指定に関する説明を受けているが、現在、町において避難確保計画の基本的な指針の検討を行っている状況と認識しており、施設としてはその対応を踏まえて計画を作成することとしている。

また、作成すべき計画の内容や防災訓練の実施については、施設が単独でどのような避難をとるべきか考えることは難しく、町からの支援が必要であるとしている。

○ 猪苗代町における取組状況

猪苗代町では、平成 31 年 2 月頃、避難促進施設に指定予定のスキー場に対し、噴火警戒レベルに関する説明をした上で、避難促進施設に指定することの説明会

を実施し、指定された場合、避難確保計画を作成する必要がある旨の説明を行ったとしている。

その後、同町の担当部署では人員が不足していたため、避難促進施設が行うべき避難確保計画作成の支援も実施できておらず、これまで作成に係る期限も設けないまま、施設側からの計画の提出を待っている状況となっていた（令和3年11月時点。避難確保計画は未作成）。今後は、火山防災協議会において作成予定の計画のひな型を施設に提供するなどの支援を行いたいとしている。

○ C施設における対応状況等

C施設では、町から、避難確保計画に関して特段説明を受けた認識はなく、当該町からの連絡もないため、計画作成に向けた取組は進んでいないとしている。また、火山噴火に関する避難方法は、火災や地震のケースとは異なり、スキー客を施設内に一時避難させ、いつまで施設に待機させるのか、その後どこにどのタイミングで避難させたらよいかなど、専門的な知見に基づく対応策の検討などが必要であり、施設が単独で計画を作成することは困難であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

(避難確保計画の作成に係る意見要望等)

今回調査した磐梯山関係の避難促進施設については、いずれも避難確保計画が作成されておらず、調査対象市町村では施設に対する支援が十分に実施できていないなどの課題がみられた。

また、調査対象とした地方公共団体からは、表2-②のとおり、避難確保計画の作成支援等の実施に関して、ノウハウ等がなく個別の計画作成支援を求めるものや、具体的な支援方法等が定まっておらず、より多くの計画作成事例の提供を求めるものなど、国等による更なる支援の充実を求める意見要望等がみられた。

表 2-② 避難確保計画の作成支援等に係る地方公共団体からの意見要望等

意見の内容
○ 避難促進施設の関係者の中には計画作成のノウハウ等を有している者がいないため、個別に計画作成支援を実施してほしい。
○ 避難確保計画の作成に係る支援として、避難促進施設に対する説明会等でのサポートや、個別の火山ごとの計画作成支援を実施してほしい。
○ 関係する地方公共団体及び施設の関係者が一体となって計画を作成していくことが望ましいと考えているが、現段階では、どのような支援を行っていくべきか明確に定まっていない状況となっている。 また、実際に計画を作成するに当たっては、山ごとの特性等を踏まえて検討しなければならない事項も多いため、ひな形とは別に、より多くの具体的な計画作成事例も提供いただければ参考にしたい。

(注) 当省の調査結果による。

イ 白山関係市町村及び施設における取組状況

白山においては、平成29年3月に策定された火山単位の統一的な避難計画である「白山の火山活動が活発化した場合の避難計画」（平成29年3月石川県白山市及び岐阜県白川村作成。以下「白山避難計画」という。）において、白山市7施設及び白川村5施設の計12施設が避難促進施設として指定されている（なお、現在の地域防災計画では、白山市6施設及び白川村4施設の計10施設が定められており、未記載となっている2施設は、今後の地域防災計画の修正時に記載予定）。当該12施設は、ビジターセンターや宿泊施設などの集客施設のほか、要配慮者利用施設も含まれており、白山の噴火警戒レベル2から5までの被害想定範囲内（想定火口からおおむね13kmの範囲内）に立地する施設となっている。

今回、関係2市町村及び5施設（白山市3施設及び白川村2施設）における避難確保計画の作成等に係る取組状況を調査した結果、表2-③のとおり、白山市の関係施設では避難確保計画が作成されているものの、有事の際に機能しないおそれがあるなど計画内容に不備がある例がみられたほか、市町村による計画作成後のフォローアップ等も行われていない状況となっていた。

また、白川村では、関係施設への支援として同村が主体的に避難確保計画を作成しているものの、施設への共有等も行われておらず、施設側では避難促進施設に指定されていること自体を認識していない状況となっていた。

表2-③ 避難確保計画の作成等に係る取組状況（白山）

○ 白山市における取組状況

白山市では、平成29年3月に同市内の7施設を避難促進施設に指定し、平成29年度中には全ての施設から避難確保計画の提出を受けている。同市では、施設の指定に当たって、施設側から特段の反発等はなく、理解が得られたとしており、各施設に計画の作成を依頼する際には、ひな形を作成し必要な事項のみを施設管理者が記載する形式にして個別に説明を行ったとしている。

しかし、同市では、各施設に対する計画作成後のフォローアップ等は特段行っていなかったとしており、今後予定されている白山避難計画の修正協議の結果と合わせて、避難確保計画の整合性が取れるよう、各避難促進施設に対して計画の修正を依頼したいとしている。

○ 共同で避難確保計画を作成した2施設における対応状況等

D施設では、平成29年6月に隣接するE施設との共同名義で避難確保計画を作成しており、同計画においては、噴火時等の防災体制や避難先等に関して、両施設を一体的な施設とみなし、連携して避難確保に当たることを想定した内容となっている。

表1 D施設及びE施設が共同で作成した避難確保計画（平成29年6月作成）における主な連携内容

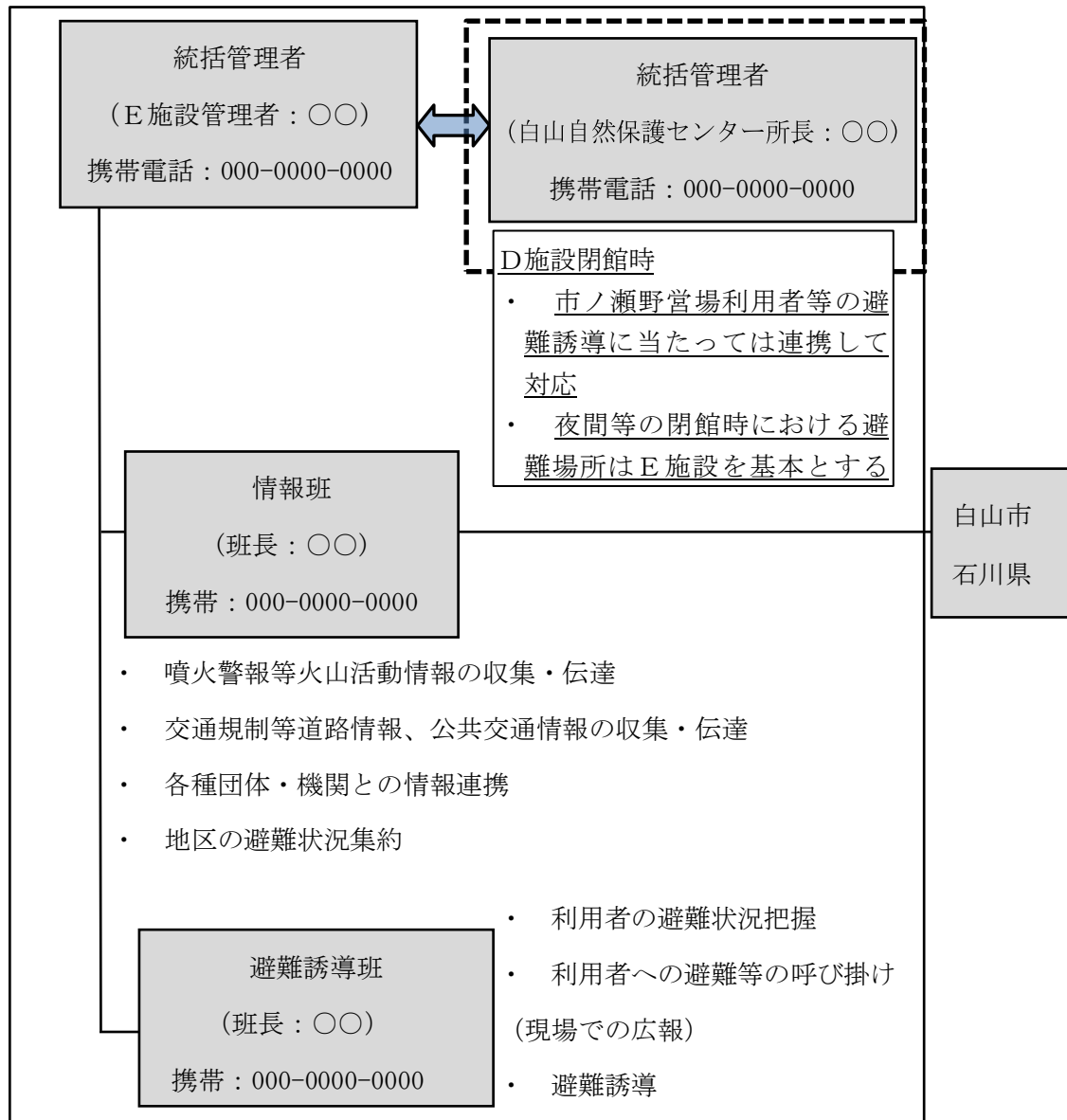
◎防災体制

■ 当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

当地区の体制図

- ・ 統括管理者を、D施設は白山自然保護センター所長、E施設は施設管理者（注2）とし、各々以下の体制をとり災害対応に当たる。
- ・ D施設閉館時における野営場利用者等の避難については、E施設を基本とする。
- ・ 当施設の統括管理者が不在の場合等には、各々以下の者が統括管理者の代理となる。

図 E施設及びD施設閉館時の体制図



※ D施設における職員の勤務時間 8:30～17:15

- (注) 1 「白山の火山活動が活発化した場合の避難確保計画－D施設－、－E施設－」(平成29年6月環境省、石川県、E施設作成)に基づき、当省が作成した。
- 2 E施設の管理者について、避難確保計画上は、個人名が記載されている。

その後、D施設では、令和元年 11 月に単独で避難確保計画を見直しているが、新たに作成した避難確保計画においてはE施設に関する記載がなく、E施設と連携して避難確保に当たることは想定されていない。

一方、E施設では、D施設が新たな避難確保計画を作成したことを把握しておらず、災害発生時には平成 29 年 6 月に共同で作成した避難確保計画に基づき、D施設と連携して対応することとしている。

○ 避難確保計画において連携することとなっている 2 施設における対応状況等

F施設では、平成 29 年 6 月に避難確保計画を作成しており、同計画においては、火山防災情報に関する情報収集・伝達や施設利用者等に対する避難誘導対応等に関して、D施設などの関係施設との連携を前提とした内容となっている。

表 2 F施設の避難確保計画におけるD施設との主な連携内容

◎情報伝達及び避難誘導

○ 臨時の解説情報等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

■ 情報収集・伝達に関して行うことは以下のとおりである。

- ① 臨時の解説情報が発表されたことを、石川県、白山市からの連絡を受けた場合、直ちに情報収集体制をとる。
- ② その後、石川県、白山市と随時、情報収集・伝達を行う。
- ③ 白山自然保護センター及びD施設においてもできる限り①②の情報収集・伝達を補助する。
- ④ 施設内や屋外空間にいる利用者等に臨時の解説情報が発表されたことを呼び掛ける。文案を下記に記す。

(略)

○ 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

■ 白山の火山活動が活発化した場合の避難計画には、白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入り規制を実施した場合、石川県、白山市が当施設に第一報を伝達することとなっている。

■ 情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。

- ① 白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、石川県、白山市から第一報を受けた場合、直ちに災害対応体制をとる。
- ② その後、石川県、白山市と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。
- ③ 白山自然保護センター及びD施設においてもできる限り①②の情報収集・伝達を補助する。

(略)

(2) 避難誘導対応

■ 利用者等への情報伝達

- ・ 噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表された場合

- ① 規制範囲外への避難が必要なため、建物内にいる利用者や屋外にいる利用者に、拡声器などを活用し噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。
- ② 文案を下記に記す。

＜施設の屋外空間及び建物内への広報＞

ただ今、白山の噴火警戒レベルが3（入山規制）に上がりました。これにより、火口から4 km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・・・・・

＜施設周辺の広報＞

ただ今、白山の噴火警戒レベルが3（入山規制）に上がりました。これにより、火口から4 km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに市ノ瀬方面に避難してください。避難に際しては、白山市や気象庁等から出される情報に注意してください。
繰り返します・・・・・・・・

- ③ 下山してくる登山者に対し、噴火警戒レベルが上がったため速やかに規制範囲外へ避難する必要がある旨の貼紙を行い、周知を図る。
- ④ 管理者は貼紙等により周知後、規制範囲外へ避難し、状況等を関係者に伝える。
 - ・ 噴火警戒レベル2が発表された場合の対応
- ① 火口より2 km以内（砂防新道：別当覗き付近、観光新道：別当坂分岐付近）入山禁止となったことを周辺登山者に周知する。
- ② 砂防新道、観光新道の登山道入口脇に火口より2 km以内立入禁止の標示を行う。
- ③ F施設に管理者が不在の場合は、速やかに（一財）白山市地域振興公社職員若しくはD施設職員がF施設に向かい、周知を図る。

(注) 「白山の火山活動が活発化した場合の避難確保計画－F施設－」（平成29年6月石川県作成）に基づき、当省が作成した。

一方、D施設の令和元年11月に作成された現行の避難確保計画及び見直し前の計画のいずれにおいても、F施設に対する支援、職員の派遣及び情報伝達に関する記載はなく、F施設においては、火山災害発生時などに計画に基づく関係施設との連携による対応等を適切に講ずることができないおそれがある。

○ 白川村における取組状況

白川村では、当省が調査した2施設に関する避難確保計画について、同村が計画のひな形を作成し、施設側と協議した上で、平成30年6月に計画を作成した。しかし、各施設に対しては、業務多忙等の理由により、作成済みとなった避難確保計画自体を共有できていなかったとしており、その後も、人員体制不足や担当者の異動により業務の引継ぎ等もうまく行われていなかったことから、各施設には計画を提供していない状況となっている。

なお、白山避難計画において、同村内の5施設が避難促進施設に指定され、同村では、令和2年12月に地域防災計画に4施設を記載しているが、1施設については、施設の指定に関する業務の引継ぎ等ができていなかったとして、火山災害に関する避難促進施設には位置付けられていない。

○ G施設及びH施設における対応状況等

G施設及びH施設は、いずれも村営の施設であり、平成30年度以降、指定管理者であるNPO法人が施設管理を行っているが、同法人では、これまで当該施設が避難促進施設に指定されていることや避難確保計画の作成義務があることについて認識していなかったとしている。

なお、同法人では、避難訓練の実施などのノウハウも有していないため、今後は市町村の支援等を受けながら、取組を実施することを検討したいとしている。

平成27年に改正された活火山法においては、御嶽山の噴火災害の教訓等を踏まえ、住民のみならず登山者を含めた警戒避難体制の整備が必要であるとされ、避難促進施設の指定及び登山者等が集まる集客施設における避難確保計画の作成やそれに基づく取組については、火山防災対策を推進する上で最も重要な事項の一つであると考えられるが、上記のとおり、今回調査した市町村及び関係施設では取組が進捗していない状況がみられた。

（全国の施設の指定状況及び施設指定をした市町村における避難確保計画の作成状況）

また、全国の警戒地域の市町村における避難促進施設の指定状況をみると、表2-④のとおり、近年指定に向けた取組に着手する市町村が増加しているものの、指定率は依然として低調となっており、令和3年9月時点では、延べ202市町村のうち99市町村（49.0%）が依然として未指定となっている。

表2-④ 警戒地域の市町村における避難促進施設の指定状況

(単位：市町村、%)

区 分	平成 30 年 11 月	令和元年 7 月	2 年 1 月	2 年 7 月	3 年 9 月
未指定	102 (65.8)	125 (65.8)	122 (64.2)	107 (56.3)	99 (49.0)
指定済み	26 (16.8)	33 (17.4)	35 (18.4)	44 (23.2)	52 (25.7)
該当なし(注2)	27 (17.4)	32 (16.8)	33 (17.4)	39 (20.5)	51 (25.2)
計	155(100)	190(100)	190(100)	190(100)	202(100)

(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 該当なしは、避難促進施設の指定について検討したが、該当する施設が市町村に存在しないものをいう。

3 小数点以下の端数処理を行っているため、割合 (%) の合計は 100 にならないことがある。

4 ()内は、構成比を示す。

さらに、避難促進施設を指定済みの市町村における避難確保計画の作成状況を見ると、表2-⑤のとおり、施設指定はしたものの市町村内の全ての施設で計画が未作成となっているものがあるなど、計画の作成までは至っていないものが一定程度みられ、令和3年9月時点では、市町村内の全ての施設で計画を作成したものは、延べ52市町村のうち27市町村(51.9%)にとどまっている。

表2-⑤ 避難促進施設を指定した市町村における避難確保計画の作成状況

(単位：市町村、%)

区 分	平成 30 年 11 月	令和元年 7 月	2 年 1 月	2 年 7 月	3 年 9 月
全施設で作成済み	12 (46.2)	12 (36.4)	14 (40.0)	19 (43.2)	27 (51.9)
一部の施設で作成済み	6 (23.1)	7 (21.2)	6 (17.1)	9 (20.5)	12 (23.1)
全施設で未作成	8 (30.8)	14 (42.4)	15 (42.9)	16 (36.4)	13 (25.0)
計	26(100)	33(100)	35(100)	44(100)	52(100)

(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 小数点以下の端数処理を行っているため、割合 (%) の合計は 100 にならないことがある。

3 ()内は、構成比を示す。

このように、全国における避難促進施設の指定状況や避難確保計画の作成状況については、平成27年の活火山法改正後、一定程度の期間が経過しているにもかかわらず、その進捗状況は緩やかであり、登山者対策を推進する上での備えは必ずしも十分ではない状況となっている。

(近年噴火履歴のある火山における避難確保計画の作成状況)

避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する内閣府の資料（令和3年9月末時点のデータ）によれば、全国の49火山（50の常時観測火山のうち、住民等がおらず警戒地域に指定されていない硫黄島を除く。）において、避難確保計画の作成が必要となる施設は今後の指定予定を含め667施設あり、このうち計画を作成済みなのは378施設（56.7%）となっている。

今回、近年の噴火履歴の有無に着目し、直近の20年間に噴火履歴がある10火山における避難確保計画の作成状況を調査した結果、表2-⑥のとおり、一部の火山では対応を検討中としているものがみられるものの、ほとんどの火山で対象施設の避難確保計画を作成済み（全体の作成率は89.5%）となっており、近年火山活動が活発化している火山では取組が進捗している状況がみられた。

表2-⑥ 噴火履歴がある10火山における避難確保計画の作成状況等

火山	関係市町村数	対象施設数	計画作成施設数	検討状況等	噴火履歴
雌阿寒岳 (北海道)	3	18	17	—	平成18、20年
		(94.4%)			
十勝岳 (北海道)	6	8	8	—	平成16年
		(100%)			
草津白根山 (群馬県、長野県)	5	2	0	計画が未作成の2施設（1市町村）については、令和5年3月に計画作成予定 なお、2市町村では、対象施設の指定について検討中	平成30年
		(0.0%)			
浅間山 (群馬県、長野県)	6	1	0	1施設（1市町村）については指定協議済み なお、残りの5市町村では、対象施設の指定について検討中	平成15、16、20、21、27、令和元年
		(0.0%)			
新潟焼山 (新潟県、長野県)	3	1	1	—	平成28年
		(100%)			

御嶽山 (長野県、 岐阜県)	5	15	8	計画が未作成の7施設(1市町村)については、令和5年3月に避難促進施設に指定予定	平成19、26年
		(53.3%)			
箱根山 (神奈川県)	1	92	85	—	平成27年
		(92.4%)			
阿蘇山 (熊本県)	3	0	0	該当施設の検討を行った結果、指定すべき施設なし	平成15～17、21、23、26～28、令和元～3年
		—			
霧島山 (宮崎県、 鹿児島県)	6	24	21	計画が未作成の3施設(1市町村)については、令和5年度中に避難促進施設に指定予定	平成20、22、23、29、30年
		(87.5%)			
桜島 (鹿児島県)	2	48	47	—	平成14～令和3年
		(97.9%)			
計		209	187		
		(89.5%)			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 直近の20年間(平成14年～令和3年)において噴火履歴がみられた常時観測火山(離島を除く。)における避難確保計画の作成状況等(令和3年9月末時点のもの)を整理した。

3 噴火履歴は、「気象庁ガイドブック2022(令和4年3月発行)」に基づき、当省が作成した。

4 ()内は、指定済み又は指定予定の避難促進施設における避難確保計画の作成率を示す。

なお、上記10火山と離島にある9火山を除いた30常時観測火山における避難確保計画の作成状況は、全体で46.9%(対象390施設のうち、183施設が作成)にとどまっている。

このように、近年火山活動が活発化している火山では取組が進んでいる傾向もみられるが、そうした火山だけではなく、常時観測火山として選定されているその他の火山についても、高い危機意識を持って火山災害に対する備えを着実に進めておくことが重要であると考えられる。

これらの状況を踏まえると、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に向けた取組を促進するに当たっては、現場の市町村等に対し、改めて平成27年の改正活火山法の趣旨・目的等の徹底を図り、避難促進施設の指定や避難確保計画作成に係る必要性・重要性に関する意識付けを行うことが重要であり、火山活動が活発ではな

い火山を含む常時観測火山全体への危機意識の徹底等を図ることが必要であると考
えられる。

また、今回調査した地方公共団体では、避難確保計画の作成等に関する課題や意
見要望もみられたことから、計画作成に係る具体的な支援策として、現場の市町村
等におけるニーズを適切に把握・分析し、その結果を踏まえ専門的な知識やノウ
ハウの提供等により支援内容を充実するなど、国によるきめ細かな支援の実施や改善
方策の検討が必要な状況となっている。

【所見】

内閣府は、改正活火山法に定められた避難促進施設の指定や避難確保計画の作
成に関する市町村等の取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、市町村等に
対し、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 改正活火山法の趣旨・目的、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に
係る必要性・重要性等に関する周知徹底を図ること。
- ② 市町村等における避難確保計画の作成支援に係る課題等を適切に把握・分
析し、その結果を踏まえ、専門的な知識やノウハウの提供、計画作成後のフ
ォローアップなどにより、避難確保計画の作成を進捗させること。